

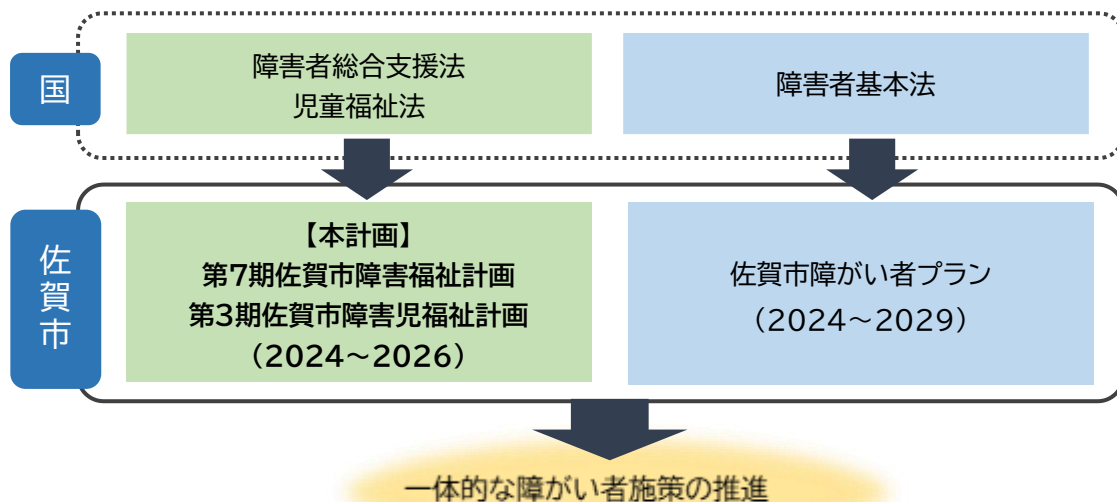
第8期佐賀市障害福祉計画及び 第4期佐賀市障害児福祉計画の 策定について

令和8年7月27日
障がい福祉課

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」とは

- 本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。
- 「佐賀市障がい者プラン」(障害者基本法第11条第3項)が、本市における障がい福祉全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ■



目標年度と計画期間

本計画は、令和8年度(2026 年度)を目標年度とし、令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までの3か年を計画期間とします。

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
佐賀市障がい者プラン 2024～2029					
【本計画】 第7期佐賀市障害福祉計画 第3期佐賀市障害児福祉計画			第8期佐賀市障害福祉計画 第4期佐賀市障害児福祉計画		

PDCAサイクル

